

令和5年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

令和5年2月22日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主 任	高石健太君		

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	吉沢寿子君	健幸いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	宮田智雄君	デジタル政策課長	菊地浩君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君	職員課長	岩本尚史君

市民課長 長井素子君
地域振興課長 石川正憲君
保育課長 関田孝志君
健康推進課長 志村明子君
建築課長 中橋健君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
監査委員長 田口茂夫君
事務局長

産業振興課長 佐伯芳幸君
環境対策課長 梶川義夫君
保険年金課長 岩野秀夫君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
下水道課長 廣瀬裕君
青少年課長 石川博隆君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 令和 5 年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計予算
- 第 10 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 11 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 12 第 1 号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について
- 第 13 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 14 第 6 号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第 15 第 7 号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例
- 第 16 第 8 号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 9 号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例
- 第 18 第 10 号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 11 号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 第 12 号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 第 21 第 13 号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例
- 第 22 第 14 号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例
- 第 23 第 15 号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 24 第 16 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

- 第25 第17号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第26 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第27 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第28 第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 第29 第21号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例
- 第30 第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例
- 第31 第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例
- 第32 第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例を廃止する条例
- 第33 第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例
- 第34 第26号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）
- 第35 第27号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第36 第28号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第37 第29号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第38 第30号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第39 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第39まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和5年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る2月17日に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日2月22日より3月20日までの27日間といたします。

会議録署名議員は、1番 二宮由子議員、19番 中間建二議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第5号議案までの5議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。議案が付託されましたら議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告、第2号報告、第1号同意、第1号諮問に続いて、第6号議案から第22号議案、第23号議案から第25号議案、第26号議案から第30号議案を順次審議等した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

ただいま申し上げました第6号議案につきましては、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について定める条例制定であるため、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと地方自治法で規定されておりますことから、事前に意見を聴取し、その写しが全議員に配付されております。

また、第6号議案、第7号議案は総務委員会に、第19号議案は厚生文教委員会に審査を付託いたします。

なお、本日の会議が午後5時30分頃までに終了することが見込まれる場合は、議会運営委員会を開催することなく、議長発議により会議時間の延長を行うことといたします。

2月23日、24日は、休会となります。

2月27日は、議案等審議を予定しておりますが、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は休会といたします。

28日は、市長施政方針に対する代表質問となります。

3月1日から3日及び6日、7日の5日間は一般質問となります。

3月8日から19日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月9日、午前9時30分から総務委員会を、3月10日、午前9時30分から厚生文教委員会を、3月10日、午前11時から議会運営委員会をそれぞれ開催いたします。

なお、建設環境委員会については、審査案件等がないため委員会の開催はありません。

3月14日から16日の3日間は、午前9時30分から予算特別委員会を開催いたします。

また、予算特別委員会の進捗状況により、3月15日または16日の午後1時もしくは予算特別委員会終了後に議会運営委員会の開催を予定しておりますが、議員提出議案の確認など審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

また、予算特別委員会が3月15日で終了した場合は、3月16日は、休会といたします。

なお、通常であれば、定例会最終日3日前の正午までに請願・陳情の提出があった場合は、定例会最終日前の議会運営委員会において付託先について協議しておりますが、今定例会は現任期最後の定例会でありますので、4年前の例により、定例会最終日前の議会運営委員会において、閉会中審査する請願及び陳情の付託先の協議は行わないことといたします。そのため、今定例会最終日3日前の正午までに請願・陳情が提出された場合は、これも4年前の例により、改選後の令和5年第2回定例会前の議会運営委員会で付託について協議を行うことといたします。

3月20日、最終日は、追加議案審議、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議員提出議案審議、継続審査議決した後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は2月24日、正午となっております。この代表質問通告書の確認等を行うため、2月28日、午前9時から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は3月2日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は3月13日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は17名です。

委員会に審査を付託する陳情は7件であります。

以上が今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた本会議場等における議会運営について御報告いたします。換気対策として行っていた扉の常時開放は行わず、休憩時間はおおむね60分ごとに10分間といたします。また、演壇、議員席、説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置いたします。

出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため答弁の予定がない部長職は退席できることとし、感染防止対策を取ることにいたします。

議員につきましては、全ての会議において原則全員着席といたします。マスクにつきましては、原則着用といたしますが、体調面での不安や発言の際の息苦しさ等について懸念がある場合は個人で判断することといたします。

また、全ての出席者に対して、会議当日の検温と手指消毒等の徹底については引き続き御協力をお願いいたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

1番 二宮由子 議員

19番 中間 建二 議員
を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月20日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長（関田正民君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

私は、さきの市議会におきまして、来る4月30日をもって、任期満了により市長を退任することを表明をいたしました。

平成23年5月に市長に就任して以来、3期12年の間、市民の皆様の負託に応えるため、全力で市政運営に取り組んでまいりました。

これまでの市政運営に対します市議会並びに市民の皆様の御支援、御協力につきまして、心より感謝申し上げます。

こうした中ではありますが、現在でも新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が続いており、また、将来に目を向けますと、少子高齢化や人口減少のさらなる進展などにより、今後行財政運営は厳しさを増すことが見込まれております。

そのため、現在の市民の皆様の生活を支える取組、そして未来を担う子供たちのための取組など、これまで続けてまいりました市政の歩みを止めることはできません。市長を退くまで、残り僅かな期間ではありますが、最後まで全力を尽くし、次の世代へ市政を引き継ぐことが私に課せられた責務であると考え、この令和5年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、令和5年度の市の主要な取組を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

市におきましては、令和4年度からのまちづくりの指針である総合計画「輝きプラン」におきまして、市の将来都市像を水と緑と笑顔が輝くまち 東大和と定め、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民の皆様がいきいきと活動する活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

令和5年度の市政運営におきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策など、市民の皆様の生命、健康、暮らしを守ることを最優先に取り組むとともに、「輝きプラン」に掲げた将来都市像の実現に向けて、第五次基本計画が定めた重要施策を着実に実施していくことが必要であると考えております。

それでは、これより令和5年度における重要施策について、5点申し上げます。

第1の重要施策は、新型コロナウイルス感染症対策であります。

感染症から市民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き、東大和市医師会など関係機関と連携・協力し、国の方針や東京都の取組内容を踏まえ、適切な対策を実施してまいります。

また、感染症等により影響を受けた市民の皆様への支援につきましては、くらし・しごと応援センター そえるによる相談支援の実施等により、継続的・包括的な対応を図ってまいります。

続きまして、第2の重要施策は、子ども・子育て支援施策の推進であります。

初めに、子育て支援についてであります。

子供や若者、子育て世代への支援施策につきましては、子ども・子育て未来プランに基づく取組を推進するとともに、次期プランの策定に向けたニーズ調査を実施してまいります。

子育て環境の充実につきましては、施設型子どもショートステイの定員を拡大し、一時的に養育が困難となった家庭への支援の充実を図ってまいります。

保育施設の整備につきましては、定員拡大に向けて南街地域へ私立保育園を整備するとともに、施設の老朽化対策として、れんげ保育園の改築や大和南保育園の移転に伴い、ならはし保育園と名称を改め開園してまいります。

また、第二学校給食センター跡地を活用し、障害のある児童及び家族の支援を行う地域の中核的な療育支援拠点として、（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園等を新設してまいります。

子供の医療費助成につきましては、対象年齢を高校生等まで広げた高校生等医療費助成事業を新たに実施してまいります。

次に、子供たちの健全育成についてであります。

児童保育の充実につきましては、学校内児童保育所の導入を推進し、放課後子ども教室と連携しながら事業を実施してまいります。

次に、学校教育についてであります。

学力向上につきましては、新たな取組として、1人1台端末を活用し、26市で初となる全中学生を対象とした海外の外国人講師とのオンラインによるマンツーマン英会話レッスンや小・中学校のモデル校へのAI教材ソフトの導入により、個に応じたきめ細かな学習を実施してまいります。

また、学校生活を支える環境づくりにつきましては、心理相談員等の配置による教育相談体制の確保や子ども支援員の拡充により、通常学級における特別支援教育推進のための環境整備等を図ってまいります。

学校と家庭・地域との連携につきましては、コミュニティ・スクールを全校に拡充するとともに、子供たちの資質や能力、学力を高めるため、小・中学校の授業において、積極的に地域人材の活用を図る地域社会人材活用事業に取り組んでまいります。

施設整備につきましては、第七小学校及び第九小学校の統合に向けて、地域とともにある学校を目指し、設計を進めてまいります。

続きまして、第3の重要施策は、健康・高齢者施策の推進であります。

初めに、保健・医療についてであります。

予防接種につきましては、東京都の補助制度を活用し、50歳以上の方を対象として新たに带状疱疹ワクチン接種費用助成事業を実施してまいります。

健康増進につきましては、産官学民で連携し、腸内環境の改善を図る、快腸プロジェクトから得られた知見

を生かし、栄養に関する、快食プロジェクトを新たに実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

妊婦・子育て家庭への支援につきましては、東京都等と広域的に連携し、伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に実施してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

高齢者施策につきましては、高齢者が住み慣れた地域での支え合いの下で、尊厳を保ち、健康で生き生きと安心して自分らしく生活できるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。また、令和6年度から3か年の計画期間となります。高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定してまいります。

次に、生涯学習及びスポーツ、レクリエーションについてであります。

生涯学習等の推進につきましては、生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、各種事業を計画的に実施してまいります。

(仮称)東京街道運動広場につきましては、東京都が行う工事の進捗状況を踏まえ、管理棟の整備を進めてまいります。

続きまして、第4の重要施策は、都市の価値を高める施策の推進であります。

初めに、防災についてであります。

地域防災計画につきましては、東京都地域防災計画の修正に合わせて内容の見直しを行い、防災・減災に向けた取組を総合的かつ計画的に進めてまいります。

次に、都市づくりについてであります。

都市マスタープランにつきましては、改定に当たり、主要駅周辺の拠点性を高め活力を向上させるための取組や、多摩湖、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境の魅力をより多くの皆様に感じてもらえる取組などについて検討を進め、多くの人に住みたい、住み続けたいと思っていただけるような都市の将来像の骨子を作成してまいります。

次に、自然環境についてであります。

緑と水辺環境の保全につきましては、狭山丘陵に生息する貴重な生き物の保全活動の一環として二ツ池のかいぼりを行い、生物多様性の確保に努めてまいります。

また、公園の整備につきましては、より多くの方々に親しまれる拠点を目指し、狭山緑地フィールドアスレチックに、都内最長、全国でも有数の規模となるローラースライダーの設置に向けた取組を進めてまいります。

次に、生活環境、地球環境についてであります。

地球温暖化対策につきましては、第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の空調設備の省エネルギー化及び照明設備のLED化を進めてまいります。また、市域全体の対策等を定める地球温暖化対策実行計画・区域施策編の策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、商工業、勤労者支援についてであります。

産業振興につきましては、総合計画「輝きプラン」の内容を踏まえ、次期計画となる第2次産業振興基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、消費生活についてであります。

消費生活センターにつきましては、悪質商法や契約トラブルなどの被害を防止するため、関係機関と連携するとともに体制強化に取り組んでまいります。

次に観光、ブランド・プロモーションについてであります。

観光推進につきましては、感染症対策を講じた観光事業を実施してまいります。また、市の認知度の向上につきましては、テレビ番組の「出張！なんでも鑑定団 in 東大和」を誘致するとともに、子育てしやすいまちをPRするために、子育て世代向けのフリーペーパー雑誌に、市の広告を掲出してまいります。

続きまして、第5の重要施策は、持続可能な行財政運営等の推進であります。

初めに、行財政運営、行政改革についてであります。

今後、人口減少と少子高齢化の進展による市税等の減少や社会保障関係経費の増加等により、財政状況が一層、厳しくなることが予想されます。

これらの課題を次世代に先送りせずに、市の行財政運営を安定的に維持していくために、第6次行政改革大綱に基づく取組を推進し、限られた財源や人的資源の有効活用を図り、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

歳入の確保につきましては、納税管理及び徴収補助等業務委託の厳格な進捗管理を行い、適正な滞納処分により市税等収納率の向上に努めてまいります。また、企業版ふるさと納税の制度を活用し、企業からの寄附を募るとともに、民間企業の人材を任期付職員として採用し、人件費相当額の寄附を受け入れてまいります。

行政デジタル化につきましては、電子決裁機能を有する文書管理システムの導入や職員の自席におけるインターネット閲覧環境の整備等を進めてまいります。また、民間事業者の支援を得ながら、業務効率化やデジタル人材の育成等に取り組んでまいります。

次に、公共施設等マネジメントについてであります。

公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の見直し等に取り組んでまいります。

施設の老朽化対策につきましては、庁舎非常用発電設備の更新等を実施するとともに、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の建て替え及び長寿命化を進めてまいります。

次に、協働、情報共有についてであります。

協働につきましては、職員の市民協働の推進に関する指針を改定し、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、多様な主体とのさらなる連携に取り組んでまいります。

以上、令和5年度における5つの重要施策を申し上げます。

続きまして、令和5年度予算の編成について申し上げます。

令和5年度予算の概要であります。引き続き、新型コロナウイルス感染症が財政に与える影響は不透明な面もありますが、歳入では、市税等について、令和4年度の収入状況等を参考にし、税制改正も注視しながら計上いたしました。

また、歳出では、感染症への対応や公共施設等の老朽化対策を進めるほか、人口減少抑制の取組として市の魅力を高めるための経費を計上いたしました。

引き続き、厳しい財政状況が見込まれる中、行政改革に取り組むとともに、積立基金の確保など市財政の持続性と健全性の維持に努めてまいります。

以上、令和5年度の市の主要な取組について申し上げます。

私は、市長就任以来、今日までの取組により、市が将来に向かって活力あるまちとして発展し続けていくための礎を築くことができたものと考えております。また、恒久平和の実現を願い、旧日立航空機株式会社変電所の保存など、平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組などを実施することができました。

今後、市の財政状況は、さらに厳しさを増すことが見込まれておりますが、時代がどのように変化しても、今の子どもたち、これから生まれてくる子どもたちを含めた将来の市民の皆様の選択肢を制限することなく、現在の市民の皆様の負託に応えていくため、持続可能なまちづくりに向けた取組のさらなる推進が必要であると考えております。

現在と将来に対する責任を持ち、決断のできる方に東大和市の未来を託すとともに、「輝きプラン」で掲げる、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和の実現を心から祈念いたしまして、令和5年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料のデータを配信いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、令和4年11月16日に全国市長会経済委員会が、翌11月17日に全国市長会理事・評議員合同会議が、それぞれ開催されました。

議事につきましては、国に提出する重点提言事項案の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、11月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。報告内容は、令和3年度決算などについてでありました。

次に、議事2の高校生等医療費助成事業についてであります。市町村と東京都が事業に係る協議を行う場の内容等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の低所得世帯への生活支援事業についてであります。物価高騰の影響を鑑み、低所得世帯を対象に食料品引換クーポンを配付する事業について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の東京都における児童相談体制の強化についてであります。多摩地域の児童相談所の管轄区域見直しの方向性等について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。オミクロン株対応ワクチンの接種状況等について、東京都から報告がありました。

次に、議事6のHTTの推進に向けた都の取組についてであります。冬季における節電、省エネの取組について、東京都から説明がありました。

次に、議事7の事務処理特例による移譲事務の取扱いについてであります。東京都から提案のあった2件の事務の移譲について、いずれも提案を了承することと決定しました。

次に、議事8の令和5年度東京都市長会分担金についてであります。東京都市長会事務局から提案があり

ましたとおり決定しました。

次に、議事9の令和5年度都市税財源の充実確保についてであります。令和5年度の税制改正を見据え、地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて決定しました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、11月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事11の令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する緊急要望についてであります。当該納付金の算定に伴い、東京都に対し、被保険者の負担軽減を求める緊急要望を行うことについて決定をいたしました。

その他の議事につきましては、11月18日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、令和5年1月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

初めに、議事1のGovTech（ガブテック）東京設立に向けた検討状況についてであります。新団体の設立に向け、協働で取り組む事項等について、東京都から報告がありました。

次に、議事2のHTTの推進に向けた都の取組についてであります。脱炭素社会の実現に向け、環境確保条例を改正したこと等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の多摩地域の児童相談所管轄区域（素案）についてであります。多摩地域における児童相談所の再編案について、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、1月25日に全国市長会の経済委員会・環境対策特別委員会合同会議並びに理事・評議員合同会議が、それぞれ開催されました。

議事につきましては、令和5年度の予算案や会議開催予定案の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定しました。

次に、1月26日に東京都市長会議が開催されました。

議事4の018サポート等についてであります。18歳以下の子供を対象とする独自の給付事業について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。国におけるワクチン接種の検討状況等について、東京都から報告がありました。

その他につきましては、1月18日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、2月1日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事につきましては令和5年度の事業計画等についてでありましたが、それぞれ承認、決定をいたしました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和4年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、令和5年1月30日付で、和地仁美議員から、令和5年1月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が提出されました。議会閉会中であつたため、地方自治法第126条のただし書の規定により、同日付でこれを許可いたしましたので、会議規則第136条第2項の規定によりここに御報告いたします。

次に、令和5年2月7日付で、委員会条例第8条第4項及び第5項ただし書の規定により、議会運営委員会委員に森田博之議員を選任及び指名いたしましたので、委員会条例第8条第7項の規定により報告いたします。

同じく、令和5年2月7日付で、委員会条例における閉会中の委員選任の例に倣い、広報委員会委員に蜂須賀千雅議員を選任及び指名をいたしましたので、御報告いたします。

次に、令和5年2月14日に総務委員会が開催され、和地仁美議員の辞職に伴う正副委員長の互選が行われ、新たな総務委員会委員長に中間建二議員、副委員長に蜂須賀千雅議員が選出されましたので、御報告いたします。

次に、会議等への出席についてであります。1月23日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が、東京自治会館で開催されました。

議事1では、令和5年度消防委託事務の管理に要する経費の負担等について説明があり、これを承認いたしました。

議事2では、令和5年・6年度当運営協議会第二部会の役員選出に当たっては、選出基準に基づき、ブロックごとに決定することを確認、了承いたしました。

議事3では、令和5年度の通常総会を令和5年5月18日、木曜日の午後2時から東京自治会館で開催することに決定いたしました。

次に、2月6日に令和4年度東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。本研修会は多くの議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、講師に明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏をお招きして、「地方分権と自治体議会～分権改革の22年と自治体議会のこれから～」と題して講演が行われたものであります。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照していただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第5 第1号議案 令和5年度東大和市一般会計予算

日程第6 第2号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第7 第3号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第8 第4号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 第5号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（関田正民君） 日程第5 第1号議案 令和5年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 第5号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計予算、以上5議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第5号議案までの5議案については、本会議の提案理由の説明及び質疑を省略し、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議会運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第10 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、東大和市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げるものでございます。

御報告申し上げます事項は、令和5年度東大和市土地開発公社事業計画及び予算であります。

初めに、令和5年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業・売却事業ともに予定はございません。

次に、令和5年度東大和市土地開発公社予算であります。土地開発公社を運営するための管理費のみの計上となっております。

まず、第1表の収入であります。事業収入、土地売却収入はゼロ円で、事業外収入、利息収入は1,000円で、普通預金の利息であります。収入の合計といたしましては、1,000円であります。

次に、支出であります。事業費、物件移転補償費、支払利息はゼロ円あります。管理費、一般管理費は8万1,000円で、公社の連絡協議会負担金及び振込手数料、法人市民税、法人住民税であります。事業管理費はゼロ円あります。借入金償還金もゼロ円あります。予備費は1万円あります。支出の合計といたしましては9万1,000円あります。

次に、第2表の資金計画であります。受入資金は4,084万6,000円、支払資金は9万1,000円あります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告は終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

日程第11 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第11 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和4年5月18日に発生いたしました市道の横断歩道上の穴による人身事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和4年12月21日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和4年5月18日、水曜日、午前11時30分頃、東大和市南街6丁目38番2先の横断歩道上において、相手方が徒歩で横断中、舗装に生じていた縦及び横20センチメートル程度、深さ1から3センチメートル程度の穴につまづき転倒したことにより受傷したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から市にも過失があるものとして示談をしたもので、相手方のけがの治療費等の29万3,071円のうち5割、14万6,535円を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から、令和5年1月27日付で全額補填されております。

事故後におきましては、再発防止のため、事故発生場所の穴の修繕をいたしました。今後、より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について

○議長（関田正民君） 日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会の真如昌美教育長が令和5年3月31日をもちまして辞職することに伴い、後任の教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました岡田博史氏は、平成2年に東京都教育委員会に入職した後、小学校教諭、指導主事、

小学校長等を歴任しております。また、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで、東大和市教育委員会学校教育部副参事として、さらに平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、東大和市教育委員会学校教育部参事として、当市の教育行政の発展のために尽力しております。

このことから、教育行政について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い岡田博史氏が適任と考え、東大和市教育委員会教育長として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします佐々木榮子氏は、平成23年以来、4期12年にわたりまして人権擁護委員として御活躍していただいておりますが、令和5年6月30日をもって任期満了となります。

佐々木氏は、長きにわたり社会福祉法人蓮花苑の各保育園に勤務され、令和2年4月からは、れんげ上北台保育園の園長として活躍されております。また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として御推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、佐々木榮子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として佐々木榮子氏を適任と決めます。

日程第14 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から施行された地方自治法の一部改正を踏まえ、市長等の市に対する損害賠償責

任の一部免責について必要な事項を定めるため、本条例を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員の市に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、損害賠償責任の一部免責の規定であります。市長等が損害賠償責任を負う額から第3条に規定する額を控除して得た額については、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償する責任を免れるものであります。

第3条は、市長等の損害賠償責任の一部免責における責任限度額の規定であります。市長等の区分に応じて、その基準給与年額に乗じる数、乗数を各号において定めるものであります。

なお、それぞれの乗数につきましては、地方自治法施行令で定める参酌基準を参考とし、市長は基準給与年額の6倍、副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会委員又は監査委員は4倍、公平委員会委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員は2倍、それ以外の職員は1倍としております。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とし、本条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用するものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

なお、第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を聴取したところ、配付しております文書のとおり回答があったところであります。

それでは質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市における手続等のうち、条例や規則に基づく手続等について、他の条例等において書面等により行うことが規定されている場合であっても、当該他の条例等の規定にかかわらず、デジタル技術を活用した方法により行うことができるようにするため、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的の規定であります。本条例は、市の機関等における手続等に関し、デジタル技術を活用した方法により行うことができるようにするために必要な事項を定めることにより、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とするものであります。

第2条は、定義の規定であります。

第3条は、電子情報処理組織による申請等の規定であります。第1項は、申請等について、電子情報処理組織を使用して行うことができることを定めるものであります。第2項は、前項の規定により行われた申請等については、書面等により行われたものとみなすことを定めるものであります。第3項は、第1項の申請等について、市の機関等が使用する電子計算機のファイルに記録されたときに、市の機関等に到達したとみなすことを定めるものであります。第4項は、第1項の場合において、署名等については、個人番号カードの利用その他の措置で署名等に代えることができることを定めるものであります。第5項は、第1項の場合において、手数料の納付を、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行うことができることを定めるものであります。第6項は、申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情がある場合など、第1項の電子情報処理組織を使用することが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、前各項の規定を部分的に適用することを定めるものであります。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等の規定であります。第1項は、処分通知等について、電子情報処理組織を使用して行うことができることを定めるものであります。第2項は、前項の規定により行われた処分通知等については、書面等により行われたものとみなすことを定めるものであります。第3項は、第1項の処分通知等について、処分通知等を受ける者の使用する電子計算機のファイルに記録がされたときに到達したとみなすことを定めるものであります。第4項は、第1項の場合において、署名等については、氏名又は名称を明らかにする措置により署名等に代えることができることを定めるものであります。第5項は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合など、第1項の電子情報処理組織を使用することが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、前各項の規定を部分的に適用することを定めるものであります。

第5条は、電磁的記録による縦覧等の規定であります。第1項は、縦覧等について、電磁的記録に記録されている事項等により行うことができることを定めるものであります。第2項は、前項の規定により行われた縦覧等については、書面等により行われたものとみなすことを定めるものであります。

第6条は、電磁的記録による作成等の規定であります。第1項は、作成等について、電磁的記録により行うことができることを定めるものであります。第2項は、前項の規定により行われた作成等については、書面等により行われたものとみなすことを定めるものであります。第3項は、第1項の場合において、署名等については、氏名又は名称を明らかにする措置により署名等に代えることができることを定めるものであります。

第7条は、適用除外の規定であります。手続等のうち、第1号のデジタル技術を活用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの、第2号の他の条例等の規定においてデジタル技術を活用する方法により行うことが規定されているものについては、第3条から前条までの規定を適用しないことを定めるものであります。

第8条は、添付書面等の省略の規定であります。申請等に際し添付を要することとされている住民票の写し等の書面については、市の機関等が当該書面等により確認すべき事項に係る情報を他の方法により入手し、ま

たは参照することができる場合には、添付を要しないことを定めるものであります。

第9条は、デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する状況の公表の規定であります。本条例の規定によるデジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により毎年度1回以上公表することを定めるものであります。

第10条は、規則への委任の規定であります。

附則であります。第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。第2項は、東大和市行政手續条例の一部改正であります。第8条は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合の理由の提示に関する規定であり、第33条は、行政指導の方式に関する規定であります。いずれも本条例の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市デジタル技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例施行規則（案）を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第16 第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日に組織改正を行うに当たりまして、地方自治法第158条の規定に基づく市長の直近下位の内部組織の分掌事務を改めるため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

今回の組織改正につきましては、学校施設の更新等を推進する体制の強化が主なものであります。そのことに伴う組織等の見直しにより、公共施設の営繕業務等の担当部を変更するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、部の分掌事務を定めた規定であります。まちづくり部から総務部へ移管する「建設及び営繕に関する事務」を、まちづくり部の項から削り、総務部の項へ加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第9号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第9号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、附属機関の委員の選出区分に、市議会議員や市の職員を含めることは、議決機関と執行機関を分立していること、及び職員は市長の補助機関であることという地方自治法の趣旨に照らして不適當であることから、生活安全協議会委員の選出区分を見直すために、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は生活安全協議会の規定であります。同条第2項に定める委員の上限数を15人から12人に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年5月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第9号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例に反対討論を行います。

市の附属機関に議決機関の市議会議員はふさわしくないとの理由で市議会議員を除外するということが、附属機関は市の意思決定機関ではありません。市議会議員が住民の代表として住民の声を附属機関に反映させる役割を果たすことは大切なことと考え、反対します。

また、総数を減らすということも好ましくないと考えます。

以上です。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第9号議案 東大和市生活安全条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決と決します。

日程第18 第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日に行う組織改正の内容と整合を図るため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

令和5年4月1日付の組織改正につきましては、学校施設の更新等を推進する体制の強化が主なものでありますが、その内容は、次の2点であります。

1点目は、市長の事務部門に属する職員が、教育委員会の教育施設担当課長及び教育総務課職員を兼任しておりましたが、この兼任を解き、教育総務課に専任の職員を置くものであります。

2点目は、学校施設更新等担当課長と新校開設担当課長を新設するものであります。

この改正と整合を図るため、市長の事務部門の職員定数を減じ、減じた定数を教育委員会の事務部門の職員定数として加えるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表で定めております市長の事務部門の職員定数「390人」を「385人」に、教育委員会の事務部門の職員定数「75人」を「80人」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第11号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第11号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市医師会及び東大和市歯科医師会との協議結果を踏まえ、令和5年度の学校医、学校歯科医及び狭山保育園嘱託医の報酬額の改定、並びに所要の文言の修正を行うため、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、引用する法令の法律番号の錯誤を修正するものであります。

別表中、学校医及び学校歯科医の報酬について、月額「4万5,650円」を「4万5,490円」に改めるとともに、狭山保育園嘱託医の報酬について、月額「1万8,870円」を「1万7,930円」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、第1条の改正規定は、公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第12号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 第12号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、附属機関の委員の選出区分に市議会議員や市の職員を含めることは、議決機関と執行機関を分立していること、職員は市長の補助機関という地方自治法の趣旨に照らして不適當であることから、選出区分の見直しを行うとともに、より専門的な知見等を活用した調査審議を深めるために必要な関係行政機関の職員を委員に追加するため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、組織を定める規定であります。委員の総数を14人以内から12人以内に改めるものであります。

第3条は、委員の構成を定める規定であります。4区分で構成されております委員の内訳につきまして、第1号の市議会議員の議員1人を削り、第3号の関係行政機関の職員を4人以内から6人以内に改め、第4号の市の職員3人以内を削るものであります。

この改正によりまして、委員構成は、学識経験のある者6人以内、関係行政機関の職員6人以内の2区分とするものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年5月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔6 番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第12号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

第9号議案と同様に、市議会議員が住民の代表として住民の声を附属機関に反映させる役割を果たすことは大切なことと考え、反対します。

また、総数を減らすことも好ましくないと考えます。

以上です。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は起立により行います。

第12号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第13号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 第13号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の文言を整理するため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第7条は、使用料等を定める規定であります。第2項及び第3項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第4項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第14号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第22 第14号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、東大和市子ども・子育て支援会議の設置根拠として引用している法律の条が繰り上がることから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、会議の設置を定める規定であります。同条中「第77条」を「第72条」に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第15号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第23 第15号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、児童の安全の確保、インクルーシブ保育の推進、児童虐待の防止及び感染症等の予防・蔓延防止を図る観点から、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたことから、整合を図るため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第8条は、保育所等との連携を定める規定であります。第9条の3の規定の追加に伴い、文言を整理するものであります。

第9条の2は、家庭的保育事業者等に対し、安全計画の策定義務等を定める規定を追加するものであります。

第9条の3は、家庭的保育事業者等が自動車を運行する場合に利用乳幼児の所在の確認及び日常的に運行す

る自動車への車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置を義務づける規定を追加するものであります。

第12条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定める規定であります。 「家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは」の後に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削るものであります。

この改正により、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるようになるものであります。

第15条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定であります。民法等の一部を改正する法律による懲戒権に関する規定の削除に伴い削除するものであります。

第16条第2項は、感染症又は食中毒等の予防及びまん延防止に対する努力義務を定める規定であります。 「必要な措置」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、明確化するものであります。

附則であります。第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、第15条の改正規定は、公布の日とするものであります。

第2項は、経過措置の規定で、令和6年3月31日までの間、日常的に運行する自動車への車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置に関しまして、義務づけを緩和する経過措置を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（床鍋義博君） この条例改正は、昨年、送迎用バスに園児が取り残されたり、乳幼児を取り巻く環境が厳しい事件が続いたことによるものであると思っておりますけれども、この事件の原因の一つとして、保育士や園が行う業務が、もともと多忙であるということや人員不足が挙げられるというふうに思います。

今回の改正で安全計画の策定や研修及び訓練を行うことが義務化されますけれども、これはもうもちろん必要な措置であることは承知をしておりますが、このことにより、より業務が増えて、保育士が、園が多忙になるのではないかとこの危惧もしております。事件が起きたから条例をつくって終わりではなくて、目的は子供たちの安全確保なわけですから、実態に即した根本的な解決も望まれると思っておりますけれども、市はこの状況をどのように捉えて、どのような対策を今後していくつもりなのかをお聞かせください。

○保育課長（関田孝志君） 現段階では、国・東京都からは、この安全装置についてということだけで来ており、人的な配置についてはさらなる加配というのは来てないところでございます。

市といたしましては、基本的には東京都または国の指示に従いやっていきたいと思っておりますが、できる限り、人の配置っていうのは重要なものだというふうには認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何点か伺います。主に12条の改正のところでお伺います。

国の法改正により、保育所等と社会福祉施設を併設する場合には、保育室や園庭等保育所特有の設備や保育士など保育に直接従事する職員の共用を可能とするように基準が緩和されて、本条例改正についても市が認可する家庭的保育事業等に対して同様に基準の緩和を行うというものだというふうに思います。

この12条ですけれども、家庭的保育事業等を含む保育施設の併設先となる社会福祉施設については、本条例の中に特に規定はないようですが、これは児童福祉施設に限定されるものなのか、確認をさせてください。

また、国の法改正に伴い、当市の事例としては、第二学校給食センター跡地に整備される認可保育園と児童発達支援センターも併設によって、設備や保育士の共用が可能となるのかどうか伺います。

次に、またこの12条の、この本条例改正案の中の12条のところですが、設備や保育所を兼ねる場合、その行う保育に支障のない場合に限りという文言が追加されますが、この支障のない限りというのは具体的にどういう状況を指すのか、明確な基準という形で条例や規則等に明記をされるものなのか伺います。

次に、この共用——兼ねることができるということに対して、職員配置基準や公定価格について上乗せがあるのかどうか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 社会福祉施設の限定につきましては特段うたわれてございませんが、私どもとしては小規模保育施設、家庭的保育事業施設、また児童発達支援事業所などをということで想定してございます。

当市における具体的な例といたしましては、令和6年4月開園を予定しております（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園などが該当になるかなど。こちらについては認可保育園ですので、東京都のほうが認可権者でありますので定めることとなります。

また、具体的には、ここの支障のない限りという部分ですが、厚生労働省から発出されております令和4年12月26日付事務連絡、保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等についてにより、留意事項等について示されております。これを遵守していく必要があるものというふうに認識してございます。

また、公定価格の上乗せ等については、現時点においては情報はないところでございます。ですので、上乗せはないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうしますと、保育施設の併設先となる社会福祉施設については、規定の中では限定はされていないということで、市としては児童福祉施設ということ想定されてるということですが、規定上はそうしたところに限定するという規定はないってということで、そういう理解でいいのかということと、この第二給食センター跡地の認可保育園と児童発達支援センターについては、今後東京都なり国によってそういうふうな方向に行くというふうに理解したんですけれども、その点を確認させてください。

○保育課長（関田孝志君） 社会福祉施設については、私どもが取り扱う部分についてはこのようになっているということで考えてございます。

また、第二給食センター跡地の、今建設中になってるところについては、今後東京都がですね、認可権者でございまして、そちらのほうで定めていくこととなるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○6番（尾崎利一君） 先ほど御答弁いただきましたけども、この支障のない限りってというのは事務連絡で定められてるってことなんですが、その中身が実態的に事業者をどう規制するのか、その点についてどうなってるのかってところを具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 規制につきましては、規制という強い表現がいいのかどうかは分かりませんが、定期検査だとか、私どもが常々事務連絡等で伺った際に確認するなど、基本的にはその示されている内

容について違反がないかどうか確認してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党東大和市議団を代表し、第15号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例改正は、国が保育所等と他の社会福祉施設を併設する場合の緩和措置として、保育室や園庭等保育所特有の設備や保育士など保育に直接従事する職員の共用を可能とするよう法改正を行ったことから、本市においても同様に基準を緩和するものです。

インクルーシブ保育の推進は、障害者権利条約と子どもの権利条約を批准している我が国にとって大変重要な課題であり、障害のあるなしにかかわらず、どの子どもも希望する保育施設に入園できる条件を早急に整えることが求められています。その実現のためには、30人の子どもを1人で保育しなければならないような劣悪な職員配置基準や公定価格の抜本的改善が欠かせません。

しかし、今回の法改正では、配置基準や公定価格の上乗せがないまま、保育所等があらゆる社会福祉施設と併設する場合に、特有の設備や職員を共用できるよう基準が緩和されています。処遇改善が伴わないまま役割の違う施設での設備や職員の共用が可能となれば、現場ではただでさえ厳しい職員配置の中で人員を補うことになり、保育士不足の原因ともなっている苛酷な労働環境がますます悪化することは避けられません。あらゆる社会福祉施設との併設が想定されていないとしても、法的に可能とされたことは重大です。

また、厚生労働省は本改正に伴う留意事項を示していますが、本市の条例に明記されず、明確な基準として不十分です。

また、全国で起きている園児の事故防止対策も盛り込まれていますが、根本的には、先ほど来申し上げているとおり、保育士の配置基準、抜本的な改善が必要だと考えます。

以上の理由から、本条例改正案に反対をするものです。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第15号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、
本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第16号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 第16号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁の設置に伴うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定及び児童虐待の防止を図る観点から、厚生労働省令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正がありましたことから、整合を図るため本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本条例において引用している子ども・子育て支援法第19条第1項について、第1項を削除し、その他所要の文言修正を行うものであります。これは、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴い、改正が必要となったものであります。

第16条第1項第3号は、幼稚園における特定教育・保育の取扱方針として規定している幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第25条に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同号において引用している条項を「第25条」から「第25条第1項」に改めるものであります。

第27条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定であります。民法等の一部を改正する法律による懲戒権に関する規定の削除に伴い削除するものであります。

附則であります。第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、第27条の改正規定は、公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第16号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

**日程第25 第17号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例**

○議長（関田正民君） 日程第25 第17号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、児童の安全の確保及び感染症等の予防・蔓延防止を図る観点から、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に一部改正がありましたことから、整合を図るため本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第7条の2は、放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定義務等を定める規定を追加するものであります。

第7条の3は、放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合に児童の所在の確認を義務づける規定を追加するものであります。

第13条の2は、放課後児童健全育成事業者に対し、業務継続計画の策定について努力義務を定める規定を追加するものであります。

第14条第2項は、放課後児童健全育成事業者における感染症または食中毒の予防及びまん延防止に対する努

力義務を定める規定であります、「必要な措置」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、明確化するものであります。

附則であります、第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

第2項は、経過措置の規定で、本条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定は努力義務とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） それでは、2点伺います。

まず、7条の2の改正でありますけれども、当然のことながら、これまでも放課後児童健全育成事業における安全対策というものは図られてきてるものと思いますが、今回のこの条例改正によりまして、さらに具体的にどのような取組で安全対策を図っていくということになるのかを伺いたしたいと思います。

続いて、7条の3の改正でありますけれども、自動車での送迎時の安全対策ということでの規定かと思いますが、私の認識では、これまでは自動車等での送迎等は行っていないものというふうに承知しておりますが、今後の送迎等の見込みがあるのか、どのような考え方でこの条例改正を提案されてるのかを伺いたしたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 今回の改正によりましてですね、具体的な安全計画の策定の関係でございますけれども、内容としましては、1つ目としまして定期的な施設設備の安全点検、緊急的な対応が必要な場面を想定した職員間の役割分担の構築・整理、また地域関係機関との協力体制の構築ですとか、これらをマニュアル化した形で職員間で共有するとかということですね。それから、2つ目として児童への安全指導、保護者等への安全計画、マニュアルの周知、それから3番目として、実践的な訓練や研修の実施ということが予定されております。

また、努力義務とされる内容としまして、業務継続計画、これを策定しまして、必要な研修及び訓練を定期的実施して、またその計画を定期的に見直すこととございます。

それから、2つ目としまして感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の研修訓練の実施というのがございます。

それから、2つ目でございますが、事業者が自動車を運行する場合の所在の確認関係ですけれども、今現在各学童保育所におきましては、近隣の公園ですとか小学校の校庭で児童を遊ばせるというふうな形で、支援員が引率して徒歩で行くということがありますけれども、当面は事業者において自動車の運行というのは考えにくいといえますか、想定されていないというところとございます。

しかしながら、先々、遠隔地で活動を行うというふうな形で、仮にですけれども、そういった大型だったり、マイクロバスなどの自動車を使用して児童を移動させるような場合を想定した形で、今般のこの条例改正に規定を追加するというものでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第26 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、当市におきましても出産に係る経済的負担を軽減し、被保険者が安心して出産に臨むことができるよう、令和5年4月以降の出産育児一時金の支給額を改めるため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

なお、本改正につきましては、東大和市国民健康保険運営協議会から、出産育児一時金の支給額の引上げに係る答申を令和5年1月31日に受けたことを踏まえて行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第8条は、出産育児一時金の支給額を定めた規定であります。第1項中「42万円」を「50万円」に改めるものであります。

附則であります。第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものとなります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1点目は、これに関しては公明党が強く推進をいたしまして、出産一時金が42万円から50万円に引き上げられます。それによって、引上げによってどれだけ緩和されるのか、お伺いしたいと思います。

2点目として、支援金が引き上げられることで医療の便乗値上げが懸念されております。そしてまた、市民の方から不安の声を聞いております。その後の後追いなど調査をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 1点目でございます。今般引き上げます出産育児一時金の支給額につきましては、国による出産費用の平均額推計等の調査に基づきまして50万円と定められました。平均的な出産費用に相当する額が支給されることとなりますことから、被保険者の出産に係る経済的負担を軽減させることにつながっているものと認識してございます。

2点目でございます。後追い調査に関しましては、多摩26市の国民健康保険の主管課長で構成されております東京都市国民健康保険協議会といたしまして、東京都に対し、出産費用について東京都の実態に即した額となりますよう、出産費用に関する動向注視を国に継続するよう働きかける予定でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

支援金が引き上げられたことの便乗値上げですけども、その前の42万円に引き上げられたときにも便乗値上げというのが懸念をされておりました。そういった意味でいえば、これから値上げということで、負担軽減されるということですけども、また相談があったときにぜひ適切なアドバイスをしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。これは要望でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。

私は公明党を代表し、第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

2022年の出生数は、過去最少だった2021年の約81万人からさらに落ち込み、80万人を割り込み、少子化対策は喫緊の課題です。

公明党は、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表いたしました。同プランで掲げた施策の一つが出産一時金の50万円への増額であり、当市においても速やかに対応していただき、感謝を申し上げます。

一方で、増額により出産費用の便乗値上げが懸念され、出産される御家庭の負担軽減につながらない事例も報告をされております。

市においても、市内の施設での便乗値上げが起こらないように注意をしていただき、安心して子供を産み育てられる環境の充実に取り組まれることを期待し、賛成討論いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第27 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度における国民健康保険事業費納付金額等が東京都から示され、財政健全化計画に基づく赤字補填の繰入解消に必要となる令和5年度保険税の税率等を定めるため、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

なお、本改正につきましては、東大和市国民健康保険運営協議会から税率等の改定に係る答申を令和5年1月31日に受けたことを踏まえて行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を定めた規定であります。第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の7.07」を「100分の7.42」に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を定めた規定であります、「3万5,400円」を「3万7,200円」に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めた規定であります、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の2.35」を「100分の2.52」に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を定めた規定であります、「1万1,500円」を「1万2,300円」に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を定めた規定であります、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の2.30」を「100分の2.45」に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を定めた規定であります、「1万3,600円」を「1万4,100円」に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額を定めた規定であります、第1項第1号から第3号までに規定する減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

次に、第2項第1号及び第2号に規定する減ずる額について、第5条及び第8条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、未就学児に係る5割相当額の改正を行うものであります。

附則であります、第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

第2項は経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第28 第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第28 第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、消費生活相談員の確保が厳しい現状を踏まえ、消費生活センターにおける消費生活相談員の任用に

関する要件について、消費者安全法の要件に合わせ、円滑な消費生活相談を引き続き実施するため本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第7条第2項は、消費生活相談員の任用に関する規定であります。消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を加えるものであります。

第8条は、消費生活相談員の人材及び処遇の確保を定める規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございました。1点だけ質疑をさせていただきます。

今回、消費生活相談員の任用に関する改正だというふうに理解をしておりますが、条文において、消費者安全法の要件に合わせ、同等以上の専門的な知識及び技術を有する者を加えるとのことですが、具体的にどのような人を想定しているのか、詳細を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 現行の条例におきましては、国家資格保有者及び国家資格試験に合格したものとみなされた者のうちから消費生活相談員を任用することとなっておりますが、今回消費者安全法の要件と同様に、同等以上の専門的な知識及び技術を有する者を加えるものでございます。

具体的には、消費生活専門相談員及び消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの3つの資格を、同等以上の専門的な知識及び技術を有するものとして想定してございます。これは、国家資格を合格したものとみなされる要件といたしまして、3つの資格のいずれかを保有し、かつ国が指定する期間内におきまして一定期間の実務経験がある者を合格したものとみなす規定となっております。

今回、この規定において、実務経験の要件が満たせず、みなしの規定の対象から外れてしまった有資格者においても、国家資格を合格したものとみなされる者と同じ資格を保有していることから、同等以上の専門的な知識及び技術を有する者として認めて、任用要件として加え、円滑な消費生活相談の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

相談員の人数が増えて相談の幅も広がっていくことを期待いたしますけれども、一方で相談員が増えることによって対応に違いが出ないよう、今まで以上に市民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。要望でございます。

○5番（森田真一君） 現状の消費生活相談員の処遇ですとか採用の状況などについて、現状を確認をしたいというふうに思いますので、お伺いします。

それからあと、この消費生活相談員の合格者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められる者っていうのを加える背景、これについてもう少しお伺いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） まず、1点目の処遇の状況また採用の状況についてでございますが、消費生活

相談につきましては月曜日から金曜日まで、週5日間実施をしております。また、消費生活相談員については、週4日勤務の方が1名、週1日勤務の方が2名を採用させていただき、計3名の相談員で対応をしております。

また、時給に関しましては、現在1,810円でございます。

2点目の、この要件を加える事情、背景についてでございますが、消費者庁で行っている地方消費者行政の現況調査によりますと、5年前に比べて現役消費生活相談員というのが減少傾向にございます。そういった全国的にも相談員の減少というところもございまして、当市においても相談員の確保は厳しい現状でありますことから、任用要件を加えさせていただき、引き続き円滑な消費生活相談の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東大和市の消費生活相談員の時給、それから周辺市の消費生活相談員の、時給だったり月給だったりするんでしょうけども、と比べてどうなのか伺いたと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 消費生活相談員の賃金の状況につきましては、各市それぞれ状況に応じて定めており、金額についてはばらつきがあることは把握しております。今後、庁内の職種や金額の妥当性も含めて、この任用要件を加えることとともに、賃金の処遇の改善につきましても庁内で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。

第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をします。

私は、平成26年第3回定例会で非正規職員の雇用について伺った際に、この問題を取り上げました。全国で働く消費生活相談員のうち、経験年数別に有資格者が占める割合を調べた消費者庁の調査結果から、高度な知識や交渉スキルを身につけるには、5年以上の経験を積んでやっと9割の相談員が有資格者となっていたことから、長期の任用が保障されることが重要であるということを紹介し、未経験から出発して新規採用されて、五、六年かかってやっと一人前に成長した途端にその人材を手放すというような人事政策では、安定した人材確保ができなくなるということを指摘しました。

その後、令和3年2月10日に消費者庁が行った消費者団体ほか関係団体等との意見交換会では、消費生活相談員の人材不足について、関係者から処遇改善が一番必要なのではないか、相談業務の内容や経験・能力に合った専門職としての対応が必要だという意見や、また相談員の不足とともに相談員の高齢化の問題もあると

して、関東のある県では50代、60代の相談員が全体の8割近くを占めていると言っています。すなわち、継続的な人材育成が全国的にも困難になっており、どこからか人を連れてくればよいということではもう成り立たなくなっているのです。

昨今では、コロナ禍に便乗した悪質商法等への対応や、旧統一教会等による霊感商法による被害の相談など、切実な相談に応えているのが消費生活相談員であり、その不足は、消費者行政の根幹を揺るがす危機的な事態を回避するために、この意見交換会の中でも示されているように、専門家としてふさわしい正規職員としての採用も含め、抜本的な処遇の改善が求められます。

以上のことから、賛成の討論といたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第21号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第29 第21号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

都営向原団地の建て替え事業等により形成された良好な中高層住宅地の住環境を維持・保全するとともに、創出された用地において、豊かな教育環境の整備や駅近接の立地を生かした交流の拠点となるまちづくりの誘導を図り、安心して暮らせる良好な複合住宅市街地を形成するため、向原団地地区地区計画を変更し告示したところであります。

本案は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づきまして、当該地区計画に位置づけました建築物に関する制限を条例に規定するため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。この改正により、当該地区計画として変更した事項を、法令に基づく条例による制限として地区計画の内容の実現を担保できるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1は、6の項の向原団地地区整備計画区域の告示日を、令和5年東大和市告示第11号に変更するものであります。

別表第2は、6の項の向原団地地区整備計画区域の地区、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を変更するものであります。

附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（佐竹康彦君） それでは、改めて確認のために大まか2点ほど質疑をさせていただきます。

こちらの条例改正につきましては、向原団地地区の地区計画の変更に伴う条例改正だと認識しておりますけれども、そもそもの今回の地区計画の変更に伴いまして、この市のまちづくりの影響を総合的にどのようなものになると考えておられるでしょうか。特に向原地区への影響、また市政全体への影響について、この観点からお伺ひいたします。

2点目といたしまして、この都営向原の所有地の南側の開発につきまして、市は東京都と連携しどのように進めていこうと考えておられるのか、いつ頃までにどのような開発を進めるのか、具体的なビジョンを現段階でお持ちなのかどうか。また、地域住民の意見要望につきまして、どのように聴取していこうとしておられるのか、この点について伺ひます。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 1点目でございます。今回の地区計画の変更に伴うまちづくりが進むことにより、北側創出用地において豊かな教育環境が形成されるとともに、地域の交流促進や防災性の向上が図られるものと考えております。

2点目でございます。南側創出用地の土地利用につきましては、今回変更した変更後の地区計画において、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を図ることとしております。内容及び時期につきましては現時点では未定であり、今後地権者である東京都の検討状況に応じて、市としても適切に協議していく考えであります。

地域住民の意見・要望につきましては、南側創出用地の将来的なまちづくりの検討状況を踏まえ、関係法令及び東大和市街づくり条例等の趣旨を鑑み、適切に伺っていくものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。特に南側用地の件につきましては、様々市民の方々もお考えもあるでしょうし、北側の特別支援学校の建設に関しましても、市民の方から様々なこの間御意見、御要望も頂いておるところでございますので、しっかりと市民、地域住民の方、特に地域住民の方の御意見、御要望をしっかりと聴取できるような仕組みをつくりながら進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。これは要望でございますので、御答弁は結構です。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第21号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案は原案どおり可決と決します。

日程第30 第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第30 第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、附属機関の委員の選出区分に市議会議員を含めることが議決機関と執行機関を分立している地方自治法の趣旨に照らして不相当であることから、東大和市環境保全審議会委員の選出区分を見直すため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、審議会を組織する委員の定数を定めた規定であります、「12人」を「10人」に改めるものであります。

第4条は、審議会を組織する委員の構成について定めた規定であります、第1項第2号の市議会議員2名以内を削り、「第3号」を「第2号」に改めるものであります。

附則であります、条例の施行日を令和5年5月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6 番 尾崎利一君 登壇〕

○6 番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

第9号議案と同様に、市議会議員が住民の代表として住民の声を附属機関に反映させる役割を果たすことは大切なことと考え、反対します。また、総人数を減らすことも好ましいことではないというふうに考えます。

以上です。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第22号議案 東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

日程第32 第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例を廃止する条例

日程第33 第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例

○議長（関田正民君） 日程第31 第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例、日程第32 第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例を廃止する条例、日程第33 第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例、以上3議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例、第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区

画整理事業基金条例を廃止する条例、第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の3議案につきましては、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の終了等によるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例であります。本事業につきましては、平成31年3月1日に換地処分のお知らせを行い、清算金の徴収及び交付事務を行ってまいりました。このたび事務が完了したため本条例を廃止するものであります。

附則であります。第1項は条例の施行日を令和5年4月1日とし、第2項は東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正し、別表から土地区画整理審議会委員の項及び土地区画整理評価員の項を削るものであります。

次に、第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例を廃止する条例は、本事業の整備等に要する経費の財源に充てるため基金を設置し、管理運用を行ってまいりましたが、第23号議案で御説明いたしましたとおり清算金の徴収及び交付事務が完了したことから、本条例を廃止するものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年3月1日とするものであります。

次に、第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例は、第23号議案で御説明いたしましたとおり、清算金の徴収及び交付事務が完了したため本条例を廃止するものであります。

附則であります。第1項は条例の施行日を令和5年4月1日とし、第2項は廃止前の特別会計に係る令和4年度の収入及び支出並びに決算は従前どおり事務を執行することとし、第3項は廃止する特別会計に属する財産、債権債務及び歳計剰余金は、一般会計が引き継ぐこととするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第23号議案から第25号議案までの3議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第23号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第24号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第25号議案 東大和市特別会計条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第34 第26号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）

○議長（関田正民君） 日程第34 第26号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、物価高騰の影響に対する保育所等物価高騰緊急対策事業補助金、医療扶助費の増に伴う生活保護援護事業費、出産・子育て応援事業の実施に係る経費、電線共同溝設置に伴う支障移設工事に係る都市計画道路3・4・17号線整備事業費、物価高騰に伴う各事業費における光熱水費、年度末に向けて、各事業の予算執行状況等の精査などにより歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

繰越明許費の定めにつきましては、市民会館をはじめとする各施設における空調や照明設備の更新等の工事に係る事業、出産・子育て応援事業、木製遊具等設置工事につきまして予算の繰越しが必要となったものであります。

債務負担行為の補正につきましては、特別支援学級における児童・生徒及び教員用の電算機器等購入の追加、部品の調達が困難となり実施の見通しが立たなくなったことに伴う第二小学校エレベーター改修工事の廃止、調達方法の変更等に伴う電算システム及び電算機器等に係る賃借の変更が必要となったものであります。

以上のことから、補正予算について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403億869万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は736万5,000円の減額で、地方揮発油譲与税の増額と自動車重量譲与税の減額であります。

第3款から第9款までにつきましては、都税関係の交付金であります。第3款の利子割交付金は518万3,000円の増額、第4款の配当割交付金は2,122万5,000円の増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は350万6,000円の増額、第6款の法人事業税交付金は6,779万7,000円の増額、第9款の環境性能割交付金は78万1,000円の増額であります。いずれも東京都からの決算見込通知に基づき補正するものであります。

第10款の地方特例交付金は19万6,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の計上であります。

第11款の地方交付税は2億1,613万8,000円の増額で、国の再算定に伴います普通交付税の増額であります。

第15款の国庫支出金は1億3,769万5,000円の増額で、生活保護費負担金の増額、出産・子育て応援交付金の計上等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第16款の都支出金は9,320万1,000円の増額で、保険基盤安定等負担金（国民健康保険分）の増額、保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の計上、とうきょうママパパ応援事業補助金の増額等であります。

第17款の財産収入は144万2,000円の増額で、不用品売払収入の増額であります。

第19款の繰入金は2億956万7,000円の増額で、財政調整基金とりくずし及び土地区画整理事業特別会計繰入金の増額であります。

第21款の諸収入は3万4,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金返還金等の計上であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1億1,234万4,000円の減額で、庁舎管理費及び情報システム管理・運営事業費の減額等であります。

第3款の民生費は1億4,553万6,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰入金及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1億2,941万7,000円の増額で、出産・子育て応援事業費の計上及び予防事業費等の増額であります。

第6款の農林業費は29万2,000円の増額で、園芸振興対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は2,842万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は2,882万2,000円の増額で、公園・緑地管理費及び都市計画道路3・4・17号線整備事業費の増額等であります。

第10款の教育費は2,946万2,000円の増額で、小・中学校の運営費及び体育施設運営費の増額等であります。

第12款の諸支出金は4億9,979万円の増額で、基金積立金（原資分）の増額であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。

第2款総務費、第1項総務管理費の市民会館空調機器更新工事実施設計委託から、桜が丘市民センター空調及び照明設備更新工事実施設計委託の4件につきましては合計で2,338万円ですが、それぞれ空調及び照明設備の更新に係るもので、エネルギー消費性能を踏まえた財源確保を図るため、契約期間を延長するものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費の保健事業費における出産・子育て応援事業は515万2,000円、出産・子育て応援事業は1億1,287万3,000円ですが、いずれも令和5年9月30日までの実施に係るものであります。

第8款土木費、第3項公園費の木製遊具等設置工事ですが、木製遊具の設置に当たり悪天候等を考慮したものであります。

第10款教育費、第4項社会教育費の郷土博物館空調設備更新工事実施設計委託から、第5項保健体育費の市民体育館照明設備等改修工事実施設計委託の4件につきましては、合計で2,519万9,000円ですが、それぞれ空調及び照明設備の更新に係るもので、エネルギー消費性能を踏まえた財源確保を図るため契約期間を延長するものであります。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

第3表債務負担行為補正であります。

1の追加であります。電算機器等購入であります。令和5年度以降に不足が見込まれる特別支援学級における児童・生徒及び教員用の端末を購入するものであります。

2の廃止であります。一般会計補正予算（第5号）において追加をいたしました第二小学校エレベーター改修工事は、部品の調達に困難となり、実施の見通しが立たないことから廃止するものであります。

3の変更であります。令和4年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借であります。調達方法の変更等に伴います限度額の減額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書を御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は736万5,000円の減額であります。

1 項 1 目 1 節地方揮発油譲与税は270万1,000円の増額、2 項 1 目 1 節自動車重量譲与税は1,006万6,000円の減額であります。

11ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節利子割交付金は518万3,000円の増額であります。

13ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 1 節配当割交付金は2,122万5,000円の増額であります。

15ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目 1 節株式等譲渡所得割交付金は350万6,000円の増額であります。

17ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目 1 節法人事業税交付金は6,779万7,000円の増額であります。

19ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目 1 節環境性能割交付金は78万1,000円の増額であります。

2 款から 9 款までにつきましては、いずれも東京都からの決算見込通知によるものであります。

21ページをお開きください。

10 款地方特例交付金、2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は19万6,000円の計上であります。国の感染症対策として実施した固定資産税等の特例軽減措置について、減収の見込分が特別交付金として国から交付されるものであります。

23ページをお開きください。

11 款 1 項 1 目 1 節地方交付税は2 億1,613万8,000円の増額であります。国税の上振れにより再算定が行われた普通交付税を増額するものであります。

25ページをお開きください。

15 款国庫支出金は1 億3,769万5,000円の増額であります。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は5,012万3,000円の増額であります。

1 節社会福祉費負担金は1,158万2,000円の増額であります。保険基盤安定等負担金（国民健康保険分）の交付決定によるものであります。

2 節児童福祉費負担金は127万3,000円の増額であります。対象経費の増に伴う子どものための教育・保育給付交付金の増額であります。

3 節生活保護費負担金は3,726万8,000円の増額であります。対象経費の増に伴う生活保護費負担金の増額であります。

2 項国庫補助金は8,757万2,000円の増額であります。

1 目総務費国庫補助金は676万9,000円の増額であります。

1 節総務管理費補助金は451万2,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は327万5,000円の増額であります。医療扶助のオンラインによる資格確認導入に伴うシステム改修に係るものであります。マイナポイント事業費補助金は123万7,000円の増額であります。マイナポイントの申込期限の延長に伴うものであります。

2 節戸籍住民基本台帳費補助金は225万7,000円の増額であります。対象経費の増に伴う個人番号カード交付事務費補助金の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は34万4,000円の増額であります。対象経費の増に伴う子ども・子育て支援交付金の増額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は8,045万9,000円の増額であります。出産・子育て応援事業の実施に伴う出産・子育て応援交付金の計上であります。

27ページをお開きください。

16款都支出金は9,320万1,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は3,398万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は3,291万8,000円の増額であります。保険年金課の保険基盤安定等負担金（国民健康保険分）は3,126万5,000円の増額、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は165万3,000円の増額であります。それぞれ交付決定によるものであります。

2節児童福祉費負担金は106万4,000円の増額であります。幼稚園の利用児童数の見込増及び公定価格に処遇改善等加算が追加されたことに伴う、子どものための教育・保育給付交付金の増額であります。

2項都補助金は5,921万9,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は3,343万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は43万9,000円の増額であります。補助基準額の増に伴う受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は3,300万円の増額であります。

子育て支援課の1つ目の子供家庭支援包括補助事業補助金は36万円の増額であります。物価高騰の影響を受ける認可外保育施設におけるサービスの質の維持向上等に係るものであります。2つ目の義務教育就学児医療費助成事業補助金は152万2,000円の増額、3つ目の子供・子育て支援交付金は54万5,000円の増額であります。いずれも対象経費の増によるものであります。

保育課の1つ目の保育補助者雇上強化事業費補助金は1,054万8,000円の増額であります。対象経費の増によるものであります。2つ目の保育サービス推進事業補助金は157万2,000円の増額であります。アレルギー児への対応の見込増及び育児困難家庭への支援が生じたことによるものであります。3つ目の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は1,845万3,000円の計上であります。物価高騰の影響を受ける保育所等の負担軽減に係るものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は3,998万1,000円の増額であります。

1つ目の、とうきょうママパパ応援事業補助金は3,885万9,000円の増額であります。出産・子育て応援事業の実施に伴うものであります。2つ目の、診療・検査医療機関休日診療促進事業補助金は112万2,000円の計上であります。休日急患診療所における新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者等の診療及び検査に係るものであります。

6目土木費都補助金、2節都市計画費補助金は1,567万5,000円の減額であります。補助対象経費の減に伴う公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金の減額であります。

8目教育費都補助金は147万4,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は89万7,000円の増額であります。小・中学校における外国人児童・生徒等の日本語指導に係る教育支援体制整備事業費補助金の計上であります。

2節小学校費補助金は38万5,000円の増額。

29ページをお開きください。

3節中学校費補助金は19万2,000円の増額であります、小・中学校における校庭遊具等の安全点検に係る区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金の計上であります。

31ページをお開きください。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目1節物品売払収入は144万2,000円の増額であります、インターネット公売に係る不用品売払収入の増額であります。

33ページをお開きください。

19款繰入金は2億956万7,000円の増額であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は6,683万2,000円の増額であります、一般会計補正予算(第10号)の財源調整として財政調整基金のとりくずしを増額するものであります。

2項特別会計繰入金、5目1節土地区画整理事業特別会計繰入金は1億4,273万5,000円の増額であります、土地区画整理事業特別会計の廃止に伴う繰入金の増額であります。

35ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入は3万4,000円の増額であります。

1目1節雑入は2万8,000円の増額であります、令和2年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金返還金の計上であります。

4目過年度収入、1節国庫負担金は6,000円の増額であります、令和3年度の精算に伴う過年度児童手当国庫負担金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は7億4,940万円の増額で、補正後の予算額は403億869万5,000円となるものであります。

37ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1億1,234万4,000円の減額であります。

1項総務管理費は1億1,470万3,000円の減額であります。

5目会計管理費、1の会計事務費は4万5,000円の減額であります、電算機器等賃借料の減額であります。

6目財産管理費は8,009万9,000円の減額であります。

1の庁舎管理費は8,126万8,000円の減額であります、庁舎空調設備更新工事の契約差金の減額及び組織改正に伴う庁舎管理用備品購入費の計上等であります。3の財産管理事務費は116万9,000円の増額であります、インターネット公売手数料の増額及び普通財産に係る管渠撤去等工事費の計上であります。

10目電算管理費は5,244万8,000円の減額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は5,368万5,000円の減額であります、整備時期の変更に伴う庁舎無線LAN整備委託料、仕様の見直しに伴うデジタル化推進支援業務委託料、及び調達方法の変更に伴うIT推進用端末賃借料の減額等であります。2の社会保障・税番号制度推進事業費は123万7,000円の増額であります、マイナポイントの申込期限の延長に伴うマイナポイント予約・申込支援業務委託料の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は1,288万2,000円の増額であります、原油価格高騰による光熱水費の増に伴う市民会館指定管理委託料の増額であります。

12目地域振興費、2の都市交流事業費は125万4,000円の増額であります、友好都市10周年記念事業として、

西武線全線の車両に中づり広告を掲出し、東大和市と喜多方市の両市の魅力を発信するものであります。

13目市民センター費は28万2,000円の増額であります。

8の桜が丘市民センター管理費は26万7,000円の増額であります。ブラインドカーテンの故障に伴う施設修繕料の増額であります。

41ページをお開きください。

9の玉川上水地区集会所管理費は1万5,000円の増額であります。光熱水費の増額であります。

15目諸費は347万1,000円の増額であります。

3の福祉関係返還金は7,000円の増額、4の福祉関係返還金は2万8,000円の増額、5の福祉関係返還金は50万1,000円の増額、9の福祉関係返還金は149万8,000円の増額、11の福祉関係返還金は143万7,000円の計上ですが、いずれも精算に伴う返還金であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は235万9,000円の増額であります。

1の職員人件費は225万7,000円の増額であります。マイナンバーカード交付事務の増に伴う職員手当等の増額であります。2の戸籍事務費は10万2,000円の増額であります。プリンター設置台購入費の計上であります。

43ページをお開きください。

3款民生費は1億4,553万6,000円の増額であります。

1項社会福祉費は5,867万円の増額であります。

1目社会福祉総務費は5,845万8,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は5,713万円の増額、4の後期高齢者医療特別会計繰出金は88万9,000円の増額ですが、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。15の低所得者対策事業費は43万9,000円の増額ですが、補助基準額の増に伴う受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援業務委託料の増額であります。

2目社会福祉施設費、2の老人集会所管理費は6,000円の増額ですが、光熱水費の増額であります。

45ページをお開きください。

3目老人福祉費は20万6,000円の増額であります。

3の高齢者日常生活支援事業費は7万円の増額ですが、ケアラー手帳の改訂に伴う印刷製本費の計上であります。

2項児童福祉費は3,717万6,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、7の義務教育就学児医療費助成事業費は304万6,000円の増額ですが、受診件数の見込増に伴う医療費助成費の増額であります。

2目児童措置費は3,393万円の増額であります。

1の児童措置管理事務費は5万3,000円の増額ですが、郵便料の増額であります。5の認定こども園事業費は260万6,000円の増額ですが、短時間認定在籍児童数の増に伴う延長保育事業補助金の増額、及びアレルギー児への対応や育児困難家庭への支援が生じたことによる加算額の増加に伴う保育サービス推進事業補助金の増額であります。8の病児・病後児保育事業費は40万3,000円の増額ですが、東京都の独自加算として処遇改善分が創設されたことに伴う病児・病後児保育委託料の増額であります。9の保育士確保支援事業費は1,205万4,000円の増額ですが、保育補助者雇上強化事業の活用の見込増に伴う保育士確保支

援事業補助金の増額であります。

47ページをお開きください。

10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,881万4,000円の増額であります。物価高騰の影響を受ける認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業補助金及び保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の計上であります。

3目市立保育園費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は20万円の増額であります。消毒剤等を購入するための消耗品費の増額であります。

3項生活保護費、2目扶助費、2の生活保護援護事業費は4,969万円の増額であります。医療扶助費の増に伴う生活保護費の増額であります。

49ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は1億2,941万7,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は1億1,931万8,000円の増額であります。

2の保健事業費は593万4,000円の増額であります。出産・子育て応援事業の実施に伴う会計年度任用職員の雇用に係る経費の増額であります。8の出産・子育て応援事業費は1億1,338万4,000円の計上であります。出産・子育て応援事業の実施に係る経費の計上であります。妊娠届・出生届の提出時にそれぞれ5万円、合計10万円の経済的な助成を行うものであります。

51ページをお開きください。

2目予防費、1の予防事業費は1,004万3,000円の増額であります。日本脳炎ワクチン及びHPVワクチンの接種回数の増に伴う医薬材料費及び予防接種事務手数料の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は5万6,000円の増額であります。光熱水費及び電話料の増額であります。

53ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、4目園芸振興費、1の園芸振興対策事業費は29万2,000円の増額であります。農産物直売所マップ作成委託料の計上であります。

55ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2,842万5,000円の増額であります。消費活性化事業委託料の増額であります。

57ページをお開きください。

8款土木費は2,882万2,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、2の街路灯管理費は30万9,000円の増額であります。光熱水費及び街路灯電気料金補助金の増額であります。

3項都市計画費は2,851万3,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は160万円の減額であります。今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、1の公園・緑地管理費は475万円の増額であります。光熱水費の増額及び遊具の劣化対応等に係る公園等維持補修工事費の増額であります。

4目街路事業費、2の都市計画道路3・4・17号線整備事業費は2,536万3,000円の増額であります。電線

共同溝設置に伴う支障移設工事に係る配電設備等移設補償費の増額であります。

59ページをお開きください。

10款教育費は2,946万2,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費は644万6,000円の増額であります。

1の小学校運営費は844万6,000円の増額であります。燃料費、光熱水費及び施設修繕料の増額、並びに小学校遊具点検委託料の計上等であります。2の小学校環境整備事業費は200万円の減額であります。部品の調達が困難となり実施の見通しが立たなくなったことによる、第二小学校エレベーター改修工事費の減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は333万9,000円の増額であります。光熱水費及び施設修繕料の増額、中学校遊具点検委託料の計上であります。

61ページをお開きください。

4項社会教育費は270万5,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、12の放課後子ども教室推進事業費は7万7,000円の増額であります。感染症対応に係る会計年度任用職員報酬の増額であります。

2目公民館費は107万3,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は96万1,000円の増額、4の蔵敷公民館事業費は11万2,000円の増額。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は155万5,000円の増額であります。いずれも光熱水費の増額であります。

5項保健体育費は1,357万円の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は1,807万8,000円の増額であります。光熱水費の増による体育施設等指定管理委託料の増額であります。

63ページをお開きください。

3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は450万8,000円の減額であります。燃料費の増額及び学校給食センターボイラー改修工事の契約差金の減額であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、2の幼稚園事業費は340万2,000円の増額であります。利用児童数の見込増及び公定価格に処遇改善等加算が追加されたことに伴う施設型給付費補助金の増額であります。

65ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は4億9,979万円の増額であります。公共施設等整備基金の増額であります。金額の主な内訳としましては、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例の廃止に伴う基金残高全額の積替えが1億4,266万円、財政調整基金に積み立てていた保健センターの移転補償金分の積替えが1億5,090万4,000円、老朽化対策としての新規の積立てが2億円となっております。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は7億4,940万円の増額で、補正後の予算額は403億869万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○15番（佐竹康彦君） それでは、予算書55ページから56ページの消費活性化事業委託料の増額について伺います。

今般、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業が、2月、今真っ最中で行われてるところでございますけれども、2,842万5,000円増額することとなっております。この事業によりまして消費活性が結果的にどの程度の規模にまで大きくなっているのか、どのように見込まれているのか詳細を伺いたしたいと思います。また、市民、事業者の皆様の反応の声を、把握されてるようでしたら併せて伺いたしたいと思います。

もう一つ、今後の市におけるキャッシュレス決済を活用した消費活性化事業の展開につきまして、どのように考えておられるでしょうか。事業者の方も、市民の方も、今後の実施についても大きな期待を寄せていらっしゃる、そうした声を多数聞くわけですが、この点についての市のお考えを伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書55ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における消費活性化事業委託料について御質疑をいただきました。

1点目でございます。令和5年2月に実施しておりますキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業についてであります。付与条件は令和4年9月と同じ最大30%の付与、付与上限額は月6,000円、1回当たりの付与上限額は3,000円の内容でございます。参加店舗数につきましては、22店舗増えました512店舗。経済効果については、前回、約4億円の決済額を上回る推計金額、約5億円に達すると見込んでおります。この機会に、これまで利用しなかった市内小売店舗で買物をしてキャッシュレスを活用しているお客様が多いこと、また2月の売上げが増加していることを事業者から聞いております。市といたしましては、今回も好評な事業であると認識しております。

続きまして、2点目の今後のキャッシュレス決済を活用した消費活性化事業の展開についてであります。国や都からの財源が必要なことから、引き続き交付金等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、補正予算書の52ページ、予防事業費に関してでございますけれども、こちらのHPVワクチンの接種回数が増に伴い、医療材料費及び予防接種事業手数料の増額が見込まれるものと理解をしておりますが、令和4年度よりも、キャッチアップ接種など個別に勧奨を行うようになってどのぐらい接種をされる方が増えたのか。また接種に対する問合せや後遺症などに対する相談は入っているのか、お伺いをいたします。

○健康推進課長（志村明子君） 補正予算書52ページ、予防事業費についてでございます。

ヒトパピローマウイルスワクチンの接種の実績についてでございますが、令和3年度1年間の接種件数は534件でありました。令和4年度4月から、積極的な接種の勧奨の再開及びキャッチアップ接種が開始されたことに伴い、4月から12月までの接種件数が836件となっており、既に令和3年度の実績のほうを上回っております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） すみません。もう一点、接種に対する問合せとか後遺症などの相談は入ってるのかどうかの御答弁をお願いいたします。

○健康推進課長（志村明子君） 申し訳ございませんでした。補正予算書52ページ、予防事業費について、ヒトパピローマウイルスワクチンへのお問合せ等についてでございます。

遠隔地での接種のお問合せなどはありますけれども、接種後の副反応など接種に係る相談につきましては、積極的勧奨が再開後におきましてはこれまでのところ受けてございません。

以上です。

○18番（東口正美君） 補正予算書40ページの、マイナポイント予約・申込の、増額補正になってますけれども、この事業の背景についてを詳細に教えてください。

続きまして、補正予算書50ページの出産・子育て応援事業費の増額ですけれども、これ12月の一般質問で伴走型相談支援についてさせていただいたところの、妊娠届・出産届時の5万円のということだと思います。現時点で、予算がついたことは分かるんですけれども、この予算でどのような応援事業がされるのか、現在分かる範囲で教えていただければと思います。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 補正予算書40ページ、マイナポイント予約・申込支援業務委託料についてでございます。

令和4年12月20日付のデジタル庁、厚生労働省、総務省事務連絡におきまして、マイナンバーカードの申請期限を令和4年12月末から令和5年2月末に延長する旨の通知がありました。この時点では、マイナポイントの申請期限について、適切に申込みができるよう改めて通知することでした。そこで、そのときにはマイナポイントの契約は2月末になっておりますので、申込支援業務委託を1か月延長したい旨の補正予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○健康推進課長（志村明子君） 補正予算書50ページ、出産・子育て応援事業についてでございますが、具体的には、3月に妊娠届を出される方を対象に出産応援交付金の申請の受付を行い、また東京都の公式事業を活用した電子クーポンによる経済的支援のギフトの支給をしております。相談支援につきましては、助産師、保健師など専門職を配置し、職員体制のほうを確保しております。

3月以前に妊娠届を出された方を含め、出産・子育て応援交付金の対象となります令和4年4月1日時点で妊娠されていた方につきましては、令和5年4月以降に遡及して支給することとなっており、令和5年4月以降の妊娠後期や出産後早期の面接、また経済的支援の支給時期など具体的な対応につきましては、今後、東京都から説明や通知等により詳細内容が提示される予定となっております。

市としましては、4月以降適切に業務が行えるように準備を進めてまいります。また、3月からの申請開始に向け、対象となる方が混乱しないよう、市民の皆様への情報提供、ホームページやSNS等で随時更新して実施し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

補正予算書40ページのマイナポイントの増額については、申請期限が2月までの申請に対してポイント付与がされるということで、延びたということで増額になっているということで理解しました。

それに付随して、補正予算書42ページの人件費のところにもありますけれども、今マイナンバーカードの交

付、このポイント付与の期限が延びたことで、マイナンバーカードの交付が現在どのような状況になっているのか、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

続きまして、補正予算書50ページ、今御説明いただきました伴走型支援につきまして、東京都と事業の内容等、これから詳細詰めながら、現在できるところで精いっぱいやっていただきながら、やはり東大和市独自の妊娠・出産にまつわる相談支援で、さらにローカルにやれることもこれから出てくると思いますので、やはり一人一人お話を伺いながら、また地域資源、地域人材が育って、本当の意味で近くで子育てしやすい、子育て相談に乗ってもらえるような体制を今後取っていただきたいと思いますので、これについては要望でございます。

○市民課長（長井素子君） 補正予算書42ページ、職員人件費に関わる御質問でございます。

マイナンバーカードの現在の交付状況につきましては、2月1日現在の交付数は5万833枚、交付率は59.6%、26市中14位となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書の60ページの小学校運営費のところですけども、需用費のところだと思いますが、児童数の増加等に伴う机、椅子の購入に係る消耗品費の増額ということですけども、このあたり、お子さんが増えてるのか、違う理由なのか、背景を教えてくださいと思います。

それから、同じく補正予算書60ページの、小学校運営費の第二小学校のエレベーター改修工事のところ、補正予算書6ページの債務負担行為のところでも、部品の調達的大幅な遅れによって改修工事が回ってこないということで、これは部品がないので致し方ないと思うんですが、このエレベーターはどのような用途で使われているものなのか。それで今使えないということで、どのように対応されてるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

それから、同じく補正予算書6ページの債務負担行為のところ、電算機器等の購入ということで、特別支援学級のところで必要になるということですけども、このあたりも、お子さんが増えてるということなんだと思うんですが、背景を教えてくださいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書60ページ、小学校運営費の消耗品増額についてでございますが、令和5年度の第五小学校、第八小学校、第十小学校の児童数の増が見込まれることなどから、予備分で賄えない机や椅子を購入するものでございます。

内訳といたしましては、第五小学校と第十小学校につきましては、児童数の合計としてはいずれも2人から3人の増でございますが、人数が多い学年が進級することによりまして、サイズの大きい机とか椅子が必要になると、それが予備分で賄えない机及び椅子を購入するものでございます。あと、第八小学校につきましては、各学年により減る学年もあれば増える学年もございますが、児童数の合計として推計で29人程度の増が見込まれることから、同様に予備分で賄えない机及び椅子を購入するものでございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書60ページ、小学校環境整備事業費の中の第二小学校エレベーター改修工事費減額についてでございますが、第二小学校での、こちらは新校舎のエレベーターでございますが、通常、給食のコンテナ、これの上げ下げに使用してるのが通常でございますが、現在は、動くことは辛うじてできておりますので、コンテナだけ乗せて上げ下げするというので、人は乗らないような形で運用してるということでございます。

以上でございます。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書6ページ、電算機器等購入についてでございますが、令和5年度の特別支援学級の児童・生徒の在籍見込み数が、転入・転学の数が当初より多くなりまして、それに伴いまして児童・生徒分と教員分のiPadを14台購入するというものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書60ページと6ページの債務負担行為のところ、第二小学校のエレベーター改修工事のところですけども、今大きな支障はないのかなというふうに思ったんですけども、これは部品が調達でき次第、このままということじゃなくて、改修は当然していただけるということで考えていいのか、その点だけ確認をさせていただきます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書60ページ、また補正予算書6ページの債務負担、第二小学校エレベーター改修工事の債務負担の関係でございますが、こちらにつきましては部品の調達の見通しがつき次第、改めて予算化を計上させていただくということで考えております。その際にはこちらのほうを修繕して直していつて、通常のように使えるようにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 38ページの庁舎空調設備更新工事費減額ですけども、8,400万円ですからかなりの減額なんですけども、予算計上額と確定額について伺います。

それから、コロナ交付金もこれ入ったと思うんですけども、確定した金額の財源内訳についても伺います。

それから40ページ、これもそうですけども、庁舎無線LAN整備委託料の減額、デジタル化推進支援業務委託料の減額、これについても同様に、予算計上額と確定額、財源内訳を伺います。

それから、65ページの基金費ですけども、先ほど、御説明で保健センター移転補償金分1億5,090万4,000円と土地区画整理基金1億4,266万円に、さらに2億円を公共施設等整備基金に積み増すということです。ちょっと私の記憶ですけども、保健センター移転補償金分1億5,090万4,000円というのは、現在の保健センターについて仮の施設ということで、今後どうしていくかということもまだ確定していないということで、財政調整基金の中に項目を分けて積んでいたものだというふうに記憶しています。保健センターの今後についての方針が確定したという話は伺っていないので、これを動かしてしまうというのは適切ではないように思われるんですけども、この点について伺います。

それから、同じ65ページで、今回の補正で2億円を公共施設等整備基金に積み増すということですが、一方で財政調整基金6,683万2,000円減額するというふうになっています。来年度予算編成で財政調整基金を13億円取り崩すと、現在高が13億円程度まで減るという予算編成なのですから、2億円を積むのであれば財政調整基金に積むのが普通なんではないかと考えますが、この点についての説明を求めます。

以上です。

○総務管財課長（宮田智雄君） 補正予算書38ページ、庁舎管理費におけます庁舎空調設備更新工事費の減額についてでございます。私のほうからは予算計上額と確定額についてお答えいたします。

予算計上額は5億6,052万円、確定額でございますが4億7,564万7,400円でございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書38ページ、庁舎管理費の庁舎空調設備更新工事費に係ります財源について

てでございますが、財源につきましては、現時点での予定額といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が5,000万円、その他につきましては一般財源になる予定でございます。

続きまして補正予算書65ページ、基金費についてでございます。保健センターの移転補償金につきましては、平成19年度当時、公共施設の整備に関する基金が設置されておりませんことから、施設の建設分として、本来の財政調整の部分と分けて財政調整基金で管理をしていたところでございます。現在は施設の建設等を目的とした基金である公共施設等整備基金がございますので、区画整理事業の終了を契機としまして、本来的な積立て先である同基金へ積替えを行うものでございます。

続きまして、同じく補正予算書65ページの基金費の御質疑でございますが、今回の補正予算を反映した後の令和4年度末の財政調整基金の残高につきましては約25億7,300万円となりまして、令和4年度の標準財政規模の14.5%に相当する金額でございます。第6次行政改革大綱におきまして、財政調整基金の目標額を各年度末の現在高について最低限標準財政規模の12%の額を維持することとしてございまして、これは達成してございますことから、今後の公共施設の老朽化対策に係る財源の確保、また負担の平準化を図るために、できる範囲で公共施設等整備基金に積立てを行ったところでございます。

以上でございます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 補正予算書40ページ、情報システム管理・運営事業費におけます庁舎無線LAN整備委託料でございますが、予算計上額につきましては2,785万円で、事業計画の変更に伴いまして今年度の予算執行を見送ることにより減額するものでございます。

次に、デジタル化推進支援業務委託料でございますが、こちらは予算計上額は4,400万円、執行見込額が2,189万円で、財源内訳につきましては東京都の市町村総合交付金が900万円、東京都市長会からの助成金が1,000万円、一般財源が289万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 65ページの基金費のところ、保健センターについては、当時公共施設等整備基金がなかったということでしたけれども、名前は違ったけれども公共施設整備基金のようなものはあったのではないかと私は思っているんですが、その点一つ確認したいのと、それから、いずれにしても保健センターの今後についての方針、保健センターの今後に使うために分けていたという認識なんですけれど、この認識が合っているのかどうかということ、合っているのであれば、公共施設等整備基金に積み立てるにしても、そこが明確になるような形にしておく必要があるのではないかと思いますけれども、その点について伺います。

それから、65ページの財政調整基金、年度末で26億円になるので積む必要ないということですが、来年度予算編成だと13億円程度まで減るということになっていて、令和4年度の前年度繰越金が29億円あるので、どう考えても令和5年度末の財政調整基金が12%でしたか、目標は——を割り込むことはないというふうに考えているということよろしいのでしょうか。その点を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 予算書の65ページ、基金の関係の保健センターの関係でございます。

平成19年当時移転の関係で、保健センターの移転補償ということで区画整理の施行者から補償金が出ているということなので、これは保健センターの当時の建て替えといいますか、新しい建物を建てる補償金としてもらったものということで、別に管理していたというところでございます。

それは、建物を造るところですから、本来的には公共施設等整備基金のようなものなんですけど、当時はなくて、開発でもらった寄附金なんかをためてくような基金はあったんですけど、公共施設の整備という

目的の基金はございませんでした。今回移替えをして公共施設の整備基金に積み替えますので、将来的な保健センターの更新の際には、その基金からお金を使うような形を考慮しておりまして、基金がですね、残高が維持できるような形で、今後積立金のほうの残高に留意してやっていきたいと考えてます。

以上です。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 御質疑いただきました補正予算書65ページ、基金費の関係でございますが、来年度の子算編成の関係、基金の残高が13億円程度になるというところに関しまして、繰越金のほうが見込まれるかどうかというところでございますが、なかなか繰越金を年度当初に見込むというところは難しいところがございます、必ずそこで残高が戻せるというような見込みは現在のところは立ってございません。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 1点お伺いします。補正予算書40ページの社会保障・税番号制度推進事業のところ、マイナンバーカードの保険証の利用なんです、それを使用する場合、DV被害者の方などがこれを使用するときに、マイナポータルからその情報を加害者から見られる可能性があるということで、そのことに注意を呼びかけて、そういうおそれがある方は手続の必要があるということを周知をしている自治体もあるようなんですが、当市ではどのような対応をしてるかお伺いします。

○**デジタル政策課長（菊地 浩君）** 補正予算書40ページ、社会保障・税番号制度推進事業費、マイナポイント予約・申込支援業務委託に関する質疑でございます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用してマイナポータルを閲覧する場合、必ずマイナンバーカードと暗証番号が必要になります。例えばこういったDV被害者のマイナポータルの利用に関しましては、例えばこれらの情報を加害者側が保持していた場合、被害者が受診してる医療機関や薬局が分かりますので、被害者の現在の居場所が類推されるおそれがあります。こうした場合、DV被害者本人がマイナンバーカードの一時利用停止の届出とDV被害を受けた旨の届出をすることにより、庁内におきまして情報連携され、マイナポータル自身の閲覧ができなくなる仕組みになっております。

ただ、こうしたケースはいろんなケースがありますので、ケース・バイ・ケースで相談に応じてる状況ですので、一般的にというか、ホームページでお知らせするようなことは現在しておりません。それぞれのケース・バイ・ケースで相談に応じてるという状況でございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 補正予算書40ページのマイナポイントのところなんです、マイナンバーカードで、それぞれで対応する必要があることだとは思いますが、その届出をする必要があるっていうことを周知しなければ、そういったことが起きてしまうということなのだと思いますけれども、例えば住民票のほうで支援措置とか交付の制限、閲覧の制限とかをして届けている人は、自動的にそれが届出をしたと同じような扱いになってるのか。それともやはり、本人が届出を新たにしないとそれができないのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一点は、この届けをすると、マイナンバーカードを健康保険証として使えなくなるというふうにも聞いているのですが、そういった方の場合にはどのような対応なのかお伺いします。

○**デジタル政策課長（菊地 浩君）** 補正予算書40ページ、マイナポイント予約・申込支援業務委託に関する御質疑でございます。

現在、市民課におきまして業務支援を行いますと、その時点でいろんな情報連携がされますので、マイナ

ポータルの使用はできなくなることとなります。それからいろんなケースがありますので、そのケース・バイ・ケースでいろんな窓口で相談してくことにより現在に対応してるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第35 第27号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第35 第27号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

一般会計からの保険基盤安定制度繰入金増額、過年度精算による特定健康診査等負担金の計上、東京都への過年度交付金の返還等に伴います基金費の減額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,004万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,285万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は5,713万円の増額で、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金の増額及び未就学児均等割保険税繰入金の減額であります。

第8款の諸収入は291万2,000円の増額で、過年度精算による特定健康診査等負担金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第6款の諸支出金は6,004万2,000円の増額であります。

第1項償還金及び還付加算金は1億387万2,000円の増額であります。保険給付費等交付金等の東京都への返還金の増額であります。

第2項基金費は4,383万円の減額であります。前項の返還金の増額に対し、国民健康保険事業運営基金積立金(原資分)を減額することにより支払うもの等であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(関田正民君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番(尾崎利一君) 1点伺います。9ページの基金費で、この補正で国民健康保険事業運営基金積立金の年度末現在高見込み、幾らになるのか伺います。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 補正予算書9ページ、基金費についてでございます。

今年度末基金残高といたしましては、約4億2,000万円を見込んでございます。

以上でございます。

○議長(関田正民君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、本案を原案どおり可決と

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第36 第28号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第36 第28号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例及び同事業基金条例の廃止に伴い、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,266万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,291万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は1億4,266万円の増額で、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業基金条例の廃止に伴い、基金残高の全額を取り崩すものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は2万5,000円の減額で、総務管理費の不用額を減額、第2款の事業費は3,000円の減額で、立野地区事業費の不用額を減額するものであります。いずれも立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の廃止に伴うものであります。

第3款の諸支出金は1億4,273万8,000円の増額で、基金条例の廃止に伴い基金の残高などを一般会計に繰り出すものであります。

第4款の予備費は5万円の減額で、施行規程を定める条例の廃止に伴い予備費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第28号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第37 第29号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第37 第29号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

被保険者の増加等に伴う後期高齢者医療保険料の増額、令和4年度の東京都後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う広域連合納付金及び葬祭費の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,973万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,782万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の後期高齢者医療保険料は7,131万3,000円の増額で、被保険者の増加等に伴う特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金は88万9,000円の増額で、広域連合納付金等に係る一般会計からの繰入金として療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金及び保険料軽減措置繰入金を増額し、財源調整によりその他の繰入金を減額するものであります。

第4款の諸収入は752万9,000円の増額で、葬祭費受託事業収入の増額及び広域連合窓口負担割合改正関係市区町村事務補助金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は7,738万1,000円の増額で、保険料等負担金、療養給付費負担金、保険基盤安定負担金及び保険料軽減措置負担金の増額を内容とする、東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第4款の保険給付費は235万円の増額で、支給件数の増加に伴う葬祭費の増額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第38 第30号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第38 第30号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、資本費平準化債の借入限度額の増額と、このことに伴う他会計補助金の減額、下水道施設の老朽化対策として実施している公共下水道ストックマネジメント事業の管渠改築工事に係る建設改良費の増額につきまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は総則で、令和4年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は資本的収入及び支出の補正で、令和4年度東大和市下水道事業会計予算第4条本文中「4億9,796万円」を「4億9,826万8,000円」に、「3億1,148万8,000円」を「3億1,179万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入の総額に増減はありません。

第1項企業債は160万円の増額で、資本費平準化債の増額であります。

第4項他会計補助金は160万円の減額で、一般会計補助金の減額であります。

支出であります。第1款資本的支出は30万8,000円の増額であります。

第1項建設改良費は30万8,000円の増額で、公共下水道ストックマネジメント事業として実施する管渠改築工事に当たり、支障となる水道・ガス管移設補償費の増額であります。

第3条は企業債の補正で、予算第6条表中、「限度額2,300万円」を「限度額2,460万円」に改めるものであります。

下の表を御覧ください。

資本費平準化の借入限度額を、2,300万円から2,460万円に増額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

第4条は他会計からの補助金の補正で、予算第10条中「3億4,598万2,000円」を「3億4,438万2,000円」に改めるものであります。

以上であります。予算に関する説明書及び予算に関する説明資料につきましては説明を省略させていただきますと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第39 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第39 陳情の付託を行います。

2月16日正午までに受理した陳情を、御配付してあります文書表のとおり総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

2月24日及び2月27日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時30分 散会